

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第2号

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条、第3条、第4条関係）				別表（第2条、第3条、第4条関係）			
執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	<省略>	<省略>	<省略>	市長	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸市障害者地域自立支援委員会	<省略>	<省略>		瀬戸市障害者地域自立支援委員会	<省略>	<省略>
	<u>瀬戸市国際未来教育特区学校審議会</u>	<u>学校設置会社の設置する学校の設置廃止等、閉鎖命令、変更命令、評価等に係る事項の調査審議に関する事務</u>	<u>6人以上</u>				
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則

で定める日から施行する。